

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)
県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇ 公 告

告 示

鳥取県告示第八百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎(小川尻)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 区域の名称	同上の区域(昭和六十一年十月二十八日現在の地番による。)
本郷字小川尻	本郷字小川尻のうち六三三七の七、六三三七の八と一体をなす 国有地の一部以外の区域
本郷字赤神井手下 下タ	本郷字赤神井手下のうち六六三の一、六六三の二、六六 四の一から六六四の三まで、六六五の一から六六五の三ま で、六六六から六六九まで及びこれらと一体をなす国有地 並びに六五六の二、六五七の四、六五七の五と一体をなす 国有地の一部以外の区域

<p>前 本郷字大明神之</p>	<p>本郷字赤神井手下タ六六三の一、六六四の一、六六五の一、六六六から六六九まで及びこれらと一体をなす国有地 本郷字大明神之前のうち七三二の二、七三三の三から七三三の五まで、七三六の一部、七三七の一の一部、七三七の二、七三七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七三七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字木戸ノ元七三九の三、七三九の四の一部 本郷字若宮ノ前七四八の一、七四八の三の一部、七四九の一、七四九の二、七五四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>本郷字若宮ノ前</p>	<p>本郷字若宮ノ前のうち七四八の二から七四八の三まで、七四九の一、七四九の二、七五四の二、七五六の二、七五六の四、七五七の三、七五九の四から七五九の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七五六の一、七五七の一、七五九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>本郷字木戸ノ元</p>	<p>本郷字小川尻六三七の八と一体をなす国有地の一部 本郷字赤神井手下タ六六三の二、六六四の二、六六四の三、六六五の二、六六五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに六五六の二、六五七の四、六五七の五と一体をなす国有地の一部 本郷字大明神之前七三二の二、七三三の三から七三三の五まで、七三六の一部、七三七の一の一部、七三七の二、七三七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七三七の一と一体をなす国有地の一部 本郷字木戸ノ元のうち七三九の三、七三九の四の一部、七四一の一の一部、七四四の一部、七四五の一部、七四六の一の一部、七四六の二の一部、七四七の一から七四七の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 本郷字若宮之前七四八の二、七四八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>前 本郷字代官屋ノ</p>	<p>本郷字赤神ノ向二二一六の一の一部、二二一六の二の一部、二二二三の一の一部、二二二三の二の一部、二二二四、二二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>本郷字橋詰</p>	<p>本郷字木戸ノ元七四七の一から七四七の三までの一部、七四七の五の一部並びに七四七の三と一体をなす国有地の一部 本郷字若宮ノ前七五六の二、七五六の四、七五七の三、七五九の四から七五九の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七五六の一、七五七の一、七五九の三一体をなす国有地の一部 本郷字代官屋ノ前の全域</p>	<p>本郷字赤神ノ向</p>	<p>本郷字小川尻六三七の七、六三七の八と一体をなす国有地の一部 本郷字赤神井手下タ六五六の二と一体をなす国有地の一部 本郷字木戸ノ元七四一の一の一部、七四四の一部、七四五の一部、七四六の一の一部、七四六の二の一部、七四七の三の一部、七四七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字橋詰二二〇七の一と一体をなす国有地の一部 本郷字赤神ノ向のうち二二〇八の三の一部、二二〇九の二、二二一二の二、二二一三の一の一部、二二一三の三、二二一三の四、二二一六の一の一部、二二一六の二の一部、二二一八の二、二二二一の二、二二二二の二、二二二三の一の一部、二二二三の二の一部、二二二四、二二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 本郷字落合ノ上二二二八の一の一部</p>

<p>本郷字落合ノ上 エ</p>	<p>本郷字落合ノ上エのうち一二二八の一、一二二八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>本郷字畔高</p>	<p>本郷字畔高のうち一二四九の一、一二四九の二の一部、一二五〇の一、一二五一の一、一二五二の一から一二五二の四まで、一二五三の一、一二五四の一、一二五四の二、一二五五の一、一二五五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>本郷字神田</p>	<p>本郷字橋詰一二〇六の二、一二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地 本郷字赤神ノ向一二〇八の三の一部、一二〇九の二、一二一〇の二、一二一一の一の一部、一二一二の三、一二一三の四、一二一八の二、一二一九の二、一二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地 本郷字落合ノ上エ一二二八の一の一部、一二二八の四及びこれらと一体をなす国有地 本郷字畔高一二四九の一、一二四九の二の一部、一二五〇の一、一二五一の一、一二五二の一から一二五二の四まで、一二五三の一、一二五四の一、一二五四の二、一二五五の一、一二五五の二及びこれらと一体をなす国有地 本郷字川除ノ上ミ一二五六の一及びこれと一体をなす国有地並びに一二五二と一体をなす国有地の一部 本郷字神田の全域 本郷字六反田一二六七の一、一二六七の二、一二七一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>本郷字川除ノ上 ミ</p>	<p>本郷字川除ノ上ミのうち一二五六の一及びこれと一体をなす国有地並びに一二五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

本郷字六反田
 本郷字六反田のうち一二六七の一、一二六七の二、一二七七
 一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業中山地区は場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
 昭和六十二年十月十二日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
 中山町役場
- 四 異議の申立て
 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百八十九号

鳥取市が行う土地改良事業に係る横原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（小川尻）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告

示する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六の一・一八六六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第三百三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市立川町四丁目及び立川町五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所

代表取締役 浜田幸夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大谷文雄後援会	白根 輝夫	大谷 武士	西伯郡淀江町大字淀江八五五	昭和六十一年八月十八日	その他政治団体
武田実後援会	上山 俊顕	武田 兼蔵	岩美郡国府町大字町屋二四八	昭和六十二年八月二十二日	"
木村はじめ後援会	山田 義美	木村 繁美	岩美郡国府町大字谷一六〇	昭和六十二年八月二十四日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市豊実支部	事務所	鳥取市宮谷三九二一五	鳥取市野坂二三三	昭和六十一年八月十七日	政党の支部
自由民主党倉吉市成徳支部	代表者	徳本 幸男	木下 金治	"	"
自由民主党倉吉市明倫支部	代表者	矢田 義延	松井 康年	"	"
"	代表者	松井 繁一	田中 茂	"	"
"	代表者	谷川 悦次	澤 巖	"	"
自由民主党鳥取市バス支部	代表者	谷川 悦次	澤 巖	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考

河原町平林鴻三後援会	山口 享	北村 道之	八頭郡河原町大字北村四五	昭和六十一年八月十七日	その他
竹本嘉之後援会	田中 照男	竹本 富造	八頭郡佐治村大字福園一二五	昭和六十一年八月十五日	

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体 (昭和62年8月25日解散)

政治団体の名称	河原町平林鴻三後援会	1 収入・支出の総額	2 収入の総額	3 支出の総額
報告年月日	昭和62年8月17日			
(昭和62年8月17日解散)				
収入・支出の総額				
1 収入総額			0円	
2 支出総額			0円	
政治団体の名称	竹本嘉之後援会			
報告年月日	昭和62年8月25日			
1 収入の総額		3,345円		
(1) 収入総額		3,345円		
2 前年繰越額		3,345円		
4 本年収入額		0円		
(2) 支出総額			3,345円	
2 支出の内訳				
政治活動費				
総務活動費				
合 計				3,345円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十月九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

ばちんこ遊技機	遊技機の種類				製造業者名 豊丸産業株式会社
	型 式				
	ドンスペシャルP二	アトラスP一	アトラスP二	アストロフラッシュ	
	スカイウイング				

回胴式遊技機	アレンジボール遊技機	スカイウイングP一	株式会社三洋物産
		チャレンジP一	
		チャレンジP二	
		スペースサット	
		ペガサス	
		ツインスター	
		女神	
		アニマルハウス	
		マイティロボ	
		赤とんぼ	
	スフィンクスV二	平和工業株式会社	
	レーザースペーシー七		
	グリーンベレーP一三		
	ミルキーウェイ三	株式会社ソフィア	
	クラウダー		
	アレンジボール遊技機	奥村遊機株式会社	
	モンスターパーTV ニューキャスターII		
		太陽電子株式会社	
		株式会社北電子	

ナイアガラパートナーニアルフ
 ヤミー工業株式会社

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
 を次のとおり開催する。

昭和62年10月9日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 受講対象者

- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 - (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 - (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付された日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日	時	場	所	受講対象者

昭和62年11月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
昭和62年11月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
昭和62年11月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎第28 会議室	岩美、鳥取、那家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長
 を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

受講申込みの際(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲
 刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印

しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）